

第2回「産科医療特別給付事業運営委員会」会議録

日時：2025年12月23日(火)10時00分～10時51分

場所：日本医療機能評価機構 9階ホール

公益財団法人日本医療機能評価機構

○事務局

お待たせいたしました。本日はご多用の中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

それでは会議を始めます前に、事務局からお願い、確認がございます。Web会議システムを利用して運営委員会を開催いたします。審議中にネットワーク環境等により音声や映像に不具合が生じる可能性もございますが、必要に応じて都度対処してまいりますので、ご理解とご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

続きまして、資料のご確認をお願い申し上げます。会場にご出席の委員におかれましては机上に配付させていただいております。また、Web会議にてご出席の委員におかれましては事前に郵送させていただいておりますので、ご準備のほどよろしくお願い申し上げます。

資料の一番上に、第2回「産科医療特別給付事業運営委員会」委員出欠一覧がございます。次に、第2回「産科医療特別給付事業運営委員会」次第と議事資料がございます。次に、資料一覧と各種資料がございます。資料一覧の下から順番に資料1から資料5がございます。それぞれご確認をお願いいたします。資料の落丁等はないでしょうか。なお、Web会議にて傍聴の皆様におかれましては、事前のご案内の通り、資料につきましては本事業ホームページに掲載させていただいております。

また、委員の皆様へ審議に際して一点お願いがございます。会議の記録の都合上、ご発言される際には挙手または挙手ボタンを押していただき、委員長からのご指名がございましたら、ミュートを解除の上、始めにご自身のお名前を名のった後に、続けてご発言下さいますようお願い申し上げます。

それでは、ただいまから第2回「産科医療特別給付事業運営委員会」を開催いたします。本日の委員の出欠状況でございますが、お手元の出欠一覧の通り、皆様ご出席でございます。なお、濱口委員は遅れての参加となります。

それでは、議事進行をこれより尾形委員長にお願い申し上げます。

○尾形委員長

おはようございます。本日は皆様ご多忙の中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

本日はこの次第でございます通り六つの議事を予定しております。1) 第1回運営委員会の主な意見等について、2) 運営体制について、3) 審査および給付の実施状況等につい

て、4) 給付申請促進に関する取組みについて、5) 集合的分析に関する取組みについて、それから6) 本事業の収支状況について、ということでございます。どうぞ活発なご議論をよろしくお願いいたします。

それでは、早速議事に入りたいと思います。本日は議事がたくさんありますので、1) から3) まで、それから4) から6) までという2つのパートに分けて報告してもらった上で議論をしたいと思います。

それでは、まず1) から3) までにつきまして事務局から説明をお願いいたします。

○事務局

それでは、議事資料の2ページをお開き下さい。はじめに、1) 第1回運営委員会の主な意見等についてでございます。主な意見は三点記載しております。

はじめに、1. 運営体制についてです。産科医療補償制度の審査や事務手続きを準用することは速やかな給付、運営の効率化に資するのでよい、というご意見でございます。

続いて、2. 将来の産科医療補償制度の見直しへの影響についてです。一つ目の○ですが、産科制度の運営委員会にて、給付事業が産科制度の運営、将来の見直しに影響を及ぼす懸念があるという意見があった、というご意見でございます。二つ目の○ですが、将来改定の際に本事業が起こると産科制度の運営が不安定になるので、本事業は今回限りにして欲しい、というご意見でございます。三つ目の○ですが、本事業は厚生労働省令に規定された「厚生労働大臣が定める事業」として産科制度の返還保険料が財源とされ、事業として創設された。つまり、厚生労働大臣が定めれば事業が創設できるということであり、将来改定の際に本事業が起こる不安がある、というご意見でございます。四つ目の○ですが、産科制度の制度改定は、周産期医療の進歩を踏まえて見直しが議論されている。今後、将来の見直しにおいて、産科制度創設時の周産期医療を遡って評価し、審査・基準を設定することは、周産期医療の進歩を考えると科学的にはあまり正しくないのではないか。そのため本事業が今回限りということについて同意したい、というご意見でございます。

続いて、3. 審査・給付に一定の時間を要することについてです。一つ目の○ですが、重症度について、産科制度と異なり現時点で判断することは簡単なことではなく、これまでにない審査であることから一定の時間がかかる。審査委員会も迅速な審査を望みたいが、一方で正確性も問われているため、事業創設初期はある程度の時間をかけて正確な審査をたく、その事情も申請される保護者に丁寧に説明したほうがよい、というご意見でございます。二つ目の○ですが、申請から審査、給付までのスケジュールイメージ等について、

事業の先が読めないことは分かるが、保護者がおおよその期間をイメージできるようにホームページ等で案内するとよりよい、というご意見でございます。

1) 第1回運営委員会の主な意見についてのご説明は以上でございます。

続きまして、3ページをご覧ください。2) 運営体制についてご説明いたします。はじめに

(1) 特別給付事業の仕組みでございます。国において定められた実施要綱に基づき、申請、審査、給付、周知、システム等の事業の運営体制の準備が完了し、2025年1月10日より事業を開始いたしました。

続きまして、4ページをご覧ください。(2) 申請の流れでございます。給付申請者が書類を円滑に取り寄せられるよう、「産科医療特別給付事業ホームページ」を作成し、給付申請書類の取寄せWebフォームを1月10日に開設いたしました。事業開始以降、2025年12月15日時点で635件の給付申請書類の取寄せ依頼を受け付けております。

本事業ホームページでは、産科制度のホームページと同様に、保護者向け、分娩機関向け、診断医向けごとにページが設置され、必要なチラシ、給付申請ハンドブック等の情報を提供しております。また、診断医向けには、本事業の脳性麻痺診断のための産科医療特別給付事業 給付申請用専用診断書、診断書作成の手引、給付申請ハンドブックも提供しております。また、Q&Aのページも設置し、順次Q&Aを追加掲載しております。

二つ目の○ですが、円滑な給付申請に資するよう、本事業の専用コールセンターも1月10日に開設し、安定的に稼働しております。

三つ目の○でございます。給付申請については、給付申請者が給付申請書類を取り寄せ、加入分娩機関から診療録等の必要な書類を取得し、専用診断書については診断医に作成を依頼して、給付申請者が各種書類を提出する仕組みとなっております。なお、給付申請者が過去に産科制度に申請を行ったことがある場合は、加入分娩機関から診療録等の取得は不要として申請することができます。

続きまして、5ページをご覧ください。書類の取寄せから特別給付金の支払いまでの流れをお示したものでございます。

まず、1. 給付申請者がWebフォームから給付申請に必要な書類を取り寄せます。

続いて、2. 給付申請者にて給付申請書類を準備の上、提出いただきます。先ほどもご説明いたしましたが、給付申請に必要な書類については、過去の産科制度への補償申請の有無により異なります。左側の点線内をご覧くださいと、産科制度に補償申請を行ったことがある場合には、保護者にて記入する給付申請書、個人情報および情報提供の同意

書、診断医に作成いただく専用診断書を提出します。産科制度の補償申請時に提出いただいた母子健康手帳の写し、産科医療補償制度登録証の写し、出産証明書、診療録または助産録および検査データの写しにつきましては提出不要となります。一方で右側の点線内をご覧くださいと、こちらは産科制度に補償申請を行ったことがない場合になりますが、お示ししている全ての書類の提出が必要となります。

申請書類を提出いただくと、3. 審査に進みます。給付申請書類の提出後、審査委員会において実施要綱に則り適正に審査が行われます。審査の状況は次のパートでご説明いたします。

最後に、4. 給付対象と認定された児には特別給付金1,200万円が一時金にて支給されます。

2) 運営体制に関するご説明は以上でございます。

続きまして、6ページをご覧ください。3) 審査および給付の実施状況等についてご説明いたします。はじめに(1) 審査の実施状況、ア) 審査委員会の開催および審査結果の状況でございます。審査・給付については、給付申請者から申請を受けた場合、全ての必要書類が到着した日から60日以内に給付申請者および加入分娩機関に受理通知を発出し、受理通知の発出日の翌日から起算して原則として120日以内に審査委員会において審査した後、給付申請者等に審査結果通知を発出する仕組みとなっております。

本年4月21日に「第1回産科医療特別給付事業 審査委員会」が開催されました。なお、産科制度と本事業の委員会は同日に連続して同委員にて開催され、円滑に両審査を実施しております。本年10月末現在、6回の審査委員会を開催しまして、224件の審査を実施し、218件を給付対象として認定しております。給付対象218件のうち、産科制度に補償申請を行ったことがある事案は176件、行ったことがない事案は42件となっております。また、表に記載の通り、給付対象外が3件、継続審議とされたものが3件となっております。

なお、お手元の資料では10月末時点で運営組織において承認された審査結果を記載しておりますが、直近の審査委員会の開催および審査結果の状況につきましてご報告いたします。本日までに9回の審査委員会を開催しまして、324件について審査を実施しております。その結果、給付対象と認定した事案が313件、給付対象外が9件、継続審議とされたものが2件となっております。

続きまして、7ページをご覧ください。イ) 給付対象外事案の状況でございます。10月末

時点での給付対象外は3件となっております。給付対象外事案の理由別の状況は表に記載の通りとなっております。児の先天性要因または児の新生児期の要因によって発生した脳性麻痺である事案が1件、本事業の脳性麻痺の定義に合致しない事案が1件、重症度の基準を満たさない事案が1件となっております。

続きまして、8ページをご覧ください。ウ) 異議審査委員会の開催および審査結果の状況でございます。本事業では、給付申請者が審査委員会の審査結果に不服がある場合は、不服審査手続きに従って再審査請求を行うことができます。本年10月末現在、異議審査委員会を1回開催し、不服申立てのあった2件について審査を行いました。その結果、審査委員会の結論と同様に給付対象外と判定された事案が1件、継続審議とされた事案が1件となっております。

続きまして(2) 特別給付金の支払いに係る対応状況でございます。給付申請者は給付対象として認定を受けた場合、特別給付金の申請書類を運営組織に提出し、運営組織は全ての書類を受領した日から原則として60日以内に給付申請者に特別給付金を支払う仕組みとなっております。本年10月末までに支払われた特別給付金は173件であり、いずれも実施要綱に規定する期限内に支払われておりまして、迅速な給付を行っております。

3) 審査および給付の実施状況等についてのご説明は以上となります。

○尾形委員長

ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきまして委員の皆様からご意見、ご質問等を承りたいと思います。いかがでしょうか。石渡委員、どうぞ。

○石渡委員

2ページ目の主な意見の2. 将来の産科医療補償制度の見直しへの影響についてですけれども、ここは私も非常に心配しているところです。本事業、この前の特別給付のこの事業が今回限りという意見もあったと思うのですけれども、この〇の上から三つ目、本事業は厚生労働省令に規定された「厚生労働大臣が定める事業」ということで、厚生労働大臣が定めれば創設できることになって、将来改定のたびに本事業が起こる不安があるということですが、この辺の確認はいかがでしょう。

○尾形委員長

それでは、こちらについて、事務局いかがでしょうか。

○事務局

ご意見ありがとうございます。第1回の運営委員会で頂いたご意見につきましては、前回の運営委員会での議事録にもちゃんと記載されておりまして、公表もされております。その内容につきましては厚生労働省にも重々ご認識をいただいている状況でございます。

○尾形委員長

石渡委員、いかがでしょうか。

○石渡委員

いや、重々認識されているということであっても、実際はどうなのかということを知りたいのです。これから。

○事務局

そちらに関しては今後の色々な検討の中でしっかりここはお伝えしていかなければと思っております。そこは状況状況に応じた形でしっかり厚生労働省とは対話を続けさせていただきたいと思っているところでございます。

○石渡委員

どうぞよろしくをお願いします。

○尾形委員長

よろしいですか。ほかにいかがでしょうか。五十嵐委員、どうぞ。

○五十嵐委員

ご説明ありがとうございます。二点ご質問したいのですが。

こちらのコールセンターですけれども、どのぐらいどのようなお問合せが入っているかを、お分かりになる範囲で結構ですので教えていただきたいと思います。

二点目は、こちらの6ページで審査件数の推移を記載いただいておりますけれども、大体これは想定されたぐらいのペースと理解してよいかどうか教えていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○尾形委員長

二点ご質問ですが、これも事務局、お願いいたします。

○事務局

ありがとうございます。コールセンターにつきましては、1月10日に開設した当初は日に10件以上はかかっておりましたが、最近は落ち着いてきております。その問合せの内容につきましては、資料の取付け方法であったり、実際の資料の中身の書き方や、提出書類の内容等が多かったと認識しております。

もう一つご質問いただいた6ページの審査の状況でございます。こちらは第1回から第6回まで審査件数のところを見ていただきますと、第1回14件、第2回28件という形で、大体、4回、5回、6回ぐらいで40件、50件ぐらいという形になっております。こちらはほぼ想定した通りと思っております。先ほど説明差し上げた通り、同日に産科補償制度の審査委員会も行われておりますので、特別給付の件数としましてはこの40件、50件ぐらいという形であれば対応可能と思っておりますのでございます。

○尾形委員長

五十嵐委員、いかがでしょうか。

○五十嵐委員

ありがとうございます。審査委員の先生方は大変ご苦労されているのではないかと思います。件数も4、50件ととても多いので。ありがとうございます。状況はよく分かりました。

○尾形委員長

よろしいですか、ありがとうございました。ほかいかがでしょうか。石渡委員、どうぞ。

○石渡委員

すみません、もう一つ質問させて下さい。5ページ目の損害賠償請求に関する情報提供の同意書のところに関係することですけれども、これは実際に損害賠償請求があつてそれが実施された場合に、特別給付金の1,200万円との間では調整されるのでしょうか。

○尾形委員長

では事務局、お願いします。

○事務局

ご認識の通り、調整されることとなります。本体制度と同じ仕組みでございます。ちなみに今のところ、現時点では調整の事案は発生しておりません。

○石渡委員

どうもありがとうございました。

○尾形委員長

ほかいかがでしょうか。木村委員、どうぞ。

○木村委員

木村でございます。

7ページの給付対象外の案件であります。常にこれは本体の制度自体でも気になっており

ましたが、最初の「児の先天性要因または」というところで、結局、遺伝子異常というような項目がございます。代表的な具体例ということですね。その遺伝子異常は今調べれば調べるほどいろんなものが出てくるわけで、全ゲノムシーケンスなんかをしたら、大体脳性麻痺の子は3割から4割で何かの異常が出てくると。むしろ、先天的なことが多いのが通説であります。その通説をこのたくさんの審査案件の中で見分けるというか、仕分けるのはなかなか困難な作業ではないかと思うわけではありますが。

この事例、なかなか症例が少ないので個人情報にあたるかもしれませんが、それは遺伝子異常とかということになってきたのでしょうか。これになりますと、もう社会福祉としてのこの事業に転換するのかどうかという結構大きな、この辺りをどのように考えるかということは、そういう転換点になるかなという気もちょっとしておりますので、ここが程度分かりましたら教えていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○尾形委員長

これは事務局、いかがでしょうか。

○事務局

ありがとうございます。木村委員がおっしゃった通り、個別の事案でございますのでなかなかお答えしづらいところではございますが、特別給付のこの対象外となっている3件のうち一番上の1件のところ、児の先天性要因または児の新生児期の要因によって生じたものという形の回答でご勘弁いただければと思います。今後、症例等が増えてまいりましたら、またご報告できるかなとは思っておりますが、申し訳ございません。

○木村委員

分かりました。ありがとうございます。

○尾形委員長

ほかいかがでしょうか。勝村委員、どうぞ。

○勝村委員

質問ですけれども、6ページの下(※1)、218件のうち補償申請を行ったことがある事案は176件で、行ったことがない事案は42件となっておりますけれども。この比率は、もしあらかじめ想定があったとしたら、想定範囲内なのかということと、これはそれぞれの申請を行ったことがある人とそうでない人がホームページで告知してもらっていますけれども、どういうふうはこの制度を周知するような仕組みになっていたのでしょうかということが質問です。

○尾形委員長

二点ご質問かと思いますが、事務局、お願いします。

○事務局

最初のご質問を頂きました、産科補償制度に申請を行ったことがある事案とない事案の割合について、218件のうち176件といたしますと約8割ぐらいですので、こちらの割合については当初想定していた通りと思っております。

もう一つのご質問を頂いた周知につきましては、今のところ産科補償制度に申請を頂いた方、いただいていない方という形で特別に差をつけて周知をしているということではございませんで、多くの関係者のご協力を得ながら広く周知を進めている状況でございます。

ただ、勝村委員がご懸念の通り、特に産科補償制度に過去申請を行ったことがある方への周知については、来年度以降、申請状況や審査体制も踏まえて実施することを予定している状況でございます。

○尾形委員長

勝村委員、よろしいでしょうか。

○勝村委員

ありがとうございました。

○尾形委員長

ほかいかがでしょうか。楠田委員、どうぞ。

○楠田委員

楠田です。

ちょっと戻って申し訳ないですけれども、先ほど木村委員がご質問された対象外のことについて、審査委員会としてちょっとコメントをさせていただきます。

7ページの資料にありますように、これはもちろん本体の産科医療補償制度と同等の審査基準を持っておりますので、一定程度対象外になられる方が、申し訳ないですけれども、いらっしゃるの想定範囲内ですけれども。この数が、先ほど最新のデータをお示しいただきましたけれども、この数字は今後どう変わるかわからないですけれども、一定程度いらっしゃることにしましてはご理解を頂きたいのが一つ。

それから、遺伝子異常は木村委員のおっしゃる通りで、新たな遺伝子異常は毎年どんどん見つけてきておりますので、そういう意味では分からなかった疾患が分かるのは医療の進歩ですし、これが周産期医療の進歩ですので。先ほど過去の主な意見の紹介もありまし

たけれども、審査委員会としてはとりあえず今ある最新の医学的な情報を基に審査しておりますので、多少いわゆる時間のずれは生じておりますけれども、新たな遺伝子の異常が新たに見つかれば、それは審査委員会でもう周知の事実であれば、その審査委員会の時点で一応ご判断することになっておりますので、その辺、審査委員会としての現状をコメントさせていただきます。

以上です。

○尾形委員長

ありがとうございました。ほかいかがでしょうか。小林委員、どうぞ。

○小林委員

小林です。

給付の実施状況に関連した質問です。本事業が始まったときにおおよその対象者数の推計をしています。少し話が複雑なので長くなりますけれども、2022年の基準を2009年、本制度開始創設当初に遡って適用するのが原則になります。しかも2015年に一度基準を改定しています。私も推計に少し関わったのですが、2009年から2014年に生まれた児で対象になりそうな児については2015年以降の申請データがある程度使えて、推定ですが、かなり確実度の高い数値になっています。2015年以降は一部地域の調査の推計値なのでかなり信頼区間が大きくて、幅があります。

もう一度遡って、2009年から2014年で該当しそうな児のうちの一部については、2015年以降の実績値を使って推計すると300人ぐらいになったと思うのですが、その数字に比べると現在の審査件数は少ないような気がいたします。2009年から2014年に生まれた児はもう15歳前後、高校生になっている児もいると思いますので、こちら辺の児に対する周知、比較的若い児に対する周知とは多分異なってくると思うのですね。

脳性麻痺の児を多く見ている小児科医等にヒアリングを行って、周知が足りていない場所等があればそこに周知をかけてもらいたいなと思います。質問と意見と両方です。よろしく願いいたします。

○尾形委員長

ただいまのご指摘についてはいかがでしょうか。事務局、お願いします。

○事務局

ご意見、ご指摘ありがとうございます。出生年ごとの対象件数に何らかの傾向があるかと

いったところに関しましては、今後しっかり調べさせていただいて、出生年であったり、あと都道府県ごとであったりとか、そういったところを見た上で、どういったところに周知をしていく必要があるのかをしっかりと検討させていただきたいと思っているところでございます。ありがとうございます。

○小林委員

ありがとうございます。

○尾形委員長

よろしいでしょうか。ほかいかがでしょうか。よろしいですか。

ありがとうございました。ほかにご意見、ご質問等ないようですので、本件は以上としたいと思います。審査状況につきましては、事業創設からおよそ1年が経過しまして、これまでのところは大きな問題もなく審査されていることが確認できたかと思えます。審査委員会および事務局をはじめ、関係者の方々のご尽力に対して敬意を表したいと思えます。今後も適時適切な対応を引き続きお願いしたいと思えます。

それでは、次の議事に進みたいと思えます。4) から6) までの事項でございます。それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局

それでは、続きまして9ページをご覧ください。4) 給付申請促進に関する取組についてご説明いたします。一つ目の○ですが、給付対象と考えられる児が申請期限を過ぎたために給付を受けることができないという事態が生じないよう、産科医療関係者をはじめ、脳性麻痺児と関わる機会の多い医療・福祉関係者、行政機関、関係学会、関係団体等と連携して周知を行いました。二つ目の○ですが、運営組織では、円滑な給付申請に資するよう、必要に応じて保護者と分娩機関の間の仲介等も含めた給付申請の支援を継続的に行っております。三つ目の○です。関係学会・団体の学術集会での周知は、会場での各種発行物や周知帳票の配付、抄録集への広告掲載、学術集会ホームページへのバナー広告の掲載等を行うことにより、事業の周知を実施いたしました。

主な取組・内容につきましては下の表に記載しておりますので、ご覧ください。

始めに、1. 加入分娩機関を対象とした周知でございますが、(1) 事業案内チラシ、ポスター、リーフレット、ハンドブックの発送、(2) 解説Webセミナーの実施等を通して周知を行いました。

続いて、2. 自治体を対象とした周知ですが、(1) 厚生労働省事務連絡「産科医療特別給

付事業に関する周知について（依頼）」の送付および周知協力の依頼、（２）事業案内チラシ、ポスター、リーフレットの発送、（３）厚生労働省関係主管課長会議を通じた周知協力の依頼等を通して周知を行いました。

続きまして10ページをご覧ください。3. 関係学会および関係団体を対象とした周知ですが、（１）厚生労働省事務連絡「産科医療特別給付事業に関する周知について（依頼）」文書の送付および周知協力の依頼、（２）関係団体を通じた療育センターへの周知、（３）学術集会または講演会等での周知などを通して周知を行いました。特に、（３）学術集会または講演会等での周知につきましては、内容の三つ目の○に記載の通り、2025年6月4日から7日に開催されました第67回日本小児神経学会学術集会において、岡委員長代理にご協力を賜り、本事業に関するご講演を頂きました。

続きまして11ページをご覧ください。4. その他を対象とした周知ですが、（１）産科医療補償制度ニュース第15号の発刊、送付、（２）助産師会の『助産師』への寄稿を通して周知を行いました。

4) 給付申請促進に関する取組についてのご説明は以上でございます。

続きまして12ページをご覧ください。5) 集合的分析に関する取組についてご説明いたします。国で定められた実施要綱において「運営組織は、給付対象として認定された児に関する情報を集合的に分析し、脳性麻痺の発症につながる妊娠・分娩過程において生じるリスク因子等を取りまとめ、産科医療の質の向上に資する報告書を公表するものとする」とされており、については、本事業の創設の経緯や対象属性を理解いただいている特別給付事業 事業設計検討委員会の審査基準等に関するワーキンググループの構成員を中心に、医学的な専門家から構成されるプロジェクトチームを編成し、集合的分析、報告書の公表に向けた取組を進めたいと考えております。

5) 集合的分析に関する取組についてのご説明は以上でございます。

続きまして13ページをご覧ください。6) 本事業の収支状況についてご説明いたします。はじめに（１）本事業に係る費用でございます。一つ目の○ですが、実施要綱において、損害保険契約に係る保険料、本事業に係る人件費その他の事務経費に要する費用は、産科医療補償制度の返還保険料により賄うものとする定められております。二つ目の○ですが実施要綱において、運営組織は予算編成について、毎年、厚生労働省及び保険者に対し説明を行うとともに、本事業の運営委員会等において報告し、公表するものとするされており、三つ目の○です。実施要綱において、本事業に係る財源は産科医療補償制度

の返還保険料と区別して管理し、本事業の運営を終了する時点において生じた残額は産科医療補償制度の財源に戻し入れることとするとされております。

続いて14ページをご覧ください。(2) 運営組織の2024年度収支決算でございます。左側の表が運営組織の事務経費、右側の表が補助金会計でございます。収支の内訳は記載の通りとなります。一つ目の○ですが、事務経費につきましては、本事業では収入は支出額と同じ額を返還保険料から繰り入れるため、収支の差額は発生いたしません。二つ目の○ですが、事務経費につきましては、支出合計は31百万円で、主な支出項目としましては人件費等が10百万円、システム運用費等が12百万円でございます。三つ目の○ですが、補助金につきましては、本事業の事業設計終了後の2024年8月から2025年3月までの期間に、事業の周知に係る費用として61百万円の交付を受けております。

続きまして15ページをご覧ください。(3) 運営組織の2025年度収支予算でございます。一つ目の○でございますが、収支決算同様に、収入については支出額と同じ額を返還保険料から繰り入れるため、収支の差額は発生いたしません。二つ目の○でございます。2025年度の支出は合計225百万円を見込んでおりまして、主な支出は人件費等が68百万円、システム保守費が54百万円、委託費が37百万円でございます。

6) 本事業の収支状況についてのご説明は以上となります。

○尾形委員長

ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきましてご議論いただきたいと思います。その前に、今ご説明がありました10ページの学術集会または講演会等での周知の三つ目の○、この学術集会で岡委員長代理がご講演をされたということですので、その内容につきまして岡委員長代理にご紹介を頂ければと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○岡委員長代理

ご紹介いただきましてありがとうございます。この学術集会、もともと小児神経学会の学術集会はこの産科医療補償制度の診断書もその専門医が記載するといったこともありましたので、以前も何度かこうした機会を頂いたことがあります。最近では産科医療補償制度のほうは周知されましたので久しく行っていなかったのですけれども、今回特別給付事業を合わせて周知するというところでこういう機会を頂いたところになります。

会場は結構いっぱいになりまして、具体的なご質問も受けたところになります。ただ、実

際にはその前のWebセミナーですね。Webセミナーは9ページに書いてありますけれども、当日が536名、アーカイブ配信が417名ということで、非常にこれは多数の方がWebのセミナーを見ていただいています。私の周囲の先生も、私はこのWebセミナーもお手伝いしましたが、「先生、出ていられたね」とみたいな形で結構声をかけられました。そういう意味で、かなり小児神経関係の方には周知ができているのかなと感じているところです。

なお、この機会では、実は前半が産科医療補償制度の歴史を振り返るということで、少し若い先生方にもこの制度の理解を深めていただくと。後半は特別給付事業についてご説明して、特別給付事業についていくつかの具体的なご質問を頂きましたので、それをフィードバックさせていただいたこととなります。こうした貴重な機会をいただきどうもありがとうございました。

以上です。

○尾形委員長

ありがとうございました。

それでは4)から6)までにつきまして、皆様からご意見、ご質問等を承りたいと思います。いかがでしょうか。五十嵐委員、どうぞ。

○五十嵐委員

すみません、ちょっと細かいことで。15ページの収支の2025年度の分は年度末までの、来年3月末までの見込みですか。それとも今、実績値ということでしょうか。

○尾形委員長

事務局、お願いします。

○事務局

2025年度末までの見込みといたしますか、もうすぐ年度が終わりますけれども、収支予算という形で立てている金額でございます。

○五十嵐委員

予算ですね。すみません、失礼しました。ありがとうございます。

○尾形委員長

ありがとうございました。ほかいかがでしょうか。木村委員、どうぞ。

○木村委員

木村でございます。

この2025年の予算というご説明でありましたが、2025年の1月から3月の3か月の実際に使われたおそらくこれは経費だと思いますが、それに比べるとかなり膨らんでおりまして、その膨らんでいる何か事情があるのかどうか。これを4倍すると1億2千万ぐらいですので、それが2億ということで倍ぐらいに膨らんでいる、そこのご事情などをちょっとお聞かせいただけたらと思います。お願いいたします。

○尾形委員長

事務局、お願いいたします。

○事務局

ありがとうございます。14ページの2025年1月から3月の金額は、右側に補助金会計がございますけれども、一部、25年の1月から3月分に関しては補助金が入っております。その関係で、補助金以外という形で1月から3月は31百万という金額に、ちょっと少なめになっております。

一方で15ページの25年度予算に関しましては、例えば人件費であったり委託費であったり、こちらは人員を増強するなりコールセンターの要員を増やす等々の対応もいたしておりますので、年間で見ますと金額が少し膨らんでいるように見える形かと思っております。

○尾形委員長

よろしいでしょうか。

○木村委員

ありがとうございます。

○尾形委員長

ありがとうございました。ほかいかがでしょうか。ほかよろしいですか、せっかくの機会ですので。

事務局、どうぞ。

○事務局

せっかくの機会ですので、資料で色々なご案内だとか周知とかがありますので、もしよかったら、この資料の概要をご説明しようかと思えます。

○尾形委員長

それでは事務局、お願いいたします。

○事務局

添付の資料でございますが、資料1がピンク色の冊子になっております。「産科医療特別給付事業給付申請ハンドブック」でございます。中身をぱらぱらとめくっていただきますと、これは頭から、特別給付事業の目的であったり概要、あとメインは給付申請の手続き等を書いております。こういったものを保護者の方々にお渡ししながら、中身を詳しく丁寧に説明しているものでございます。巻末にもQ&Aをつけておりますし、この内容と同じものに関しましてはホームページにも掲載しているハンドブックでございます。

その次の資料2、こちらは先ほど岡委員にもお話しいただきましたけれども、Webセミナーの配信のご案内という形で、今もう配信自体は終わっておりますけれども、約半年間、アーカイブ配信をしておりました。そちらの中身についてのアーカイブのご案内という形でございます。

資料3につきましては、先ほど説明させていただいた中で出ましたけれども、周知の依頼ということで、都道府県や各団体へ依頼をさせていただいているものになります。資料3と資料4はそういった形でございます。

最後に資料5です。こちらは産科医療補償制度のニュースを毎年一回二回出しておりますが、今回に関しては産科医療特別給付事業についてご紹介しますという形で出しております。またこちら先ほどのハンドブックと同じように、目的であったり概要であったり背景等を詳しく記載しております、よくある質問を中ほどに記載した上で、実際に最後のほうは周知をどのように行っているのかということで、こういった写真も含めて分かりやすく世間の皆様に周知をしている内容でございます。

以上です。

○尾形委員長

ありがとうございました。それではただいまの説明も含めまして、皆様からご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは特に皆様からご意見、ご質問等はないようですので、本件も以上としたいと思います。今ご説明があったように、様々な周知のご努力をいただいているようですので、引き続きその方向で進めていただければと思います。

それでは、本日用意した議題は以上でございます。事務局から何かございますか。

○事務局

次回、第3回の特別給付事業運営委員会の開催日程につきましては改めてご連絡申し上げますので、よろしくお願いたします。

○尾形委員長

ありがとうございました。

それでは少し早いですけれども、以上をもちまして第2回「産科医療特別給付事業運営委員会」を終了したいと思います。皆様におかれましては年末の大変お忙しい中、ご参集いただきましてありがとうございました。どうぞよいお年をお迎え下さい。